

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（小規模／ため池整備工事（一般型））北池地区）を行うことについて平成20年1月21日適当と決定した。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成20年2月5日から同年同月25日まで縦覧に供する。

平成20年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀